

議案第24号 大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

議案第24号「大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

2ページをご覧ください。

今回の条例改正は、令和7年に大津市特別職報酬等審議会に諮問した市長、副市長の給与及び議員報酬について審議会からの答申に基づいて、特別職である公営企業管理者の給与について改定を行うものです。

3ページをご覧ください。

審議会での審議のポイントは、2点ございました。1点目は、前回市長の給料と議員の報酬を改定した平成24年度以降の大津市の一般職の給料累積改定率+4.85%を基本とすること、2点目は、本市の人口規模が近い、近隣の中核市の給料・報酬額を比較し、その中でも中位程度とすることです。これを踏まえ、市長の給料改定率は大津市の一般職の給料の累積改定率を適用した

+4.85%とし、副市長の給料は市長の給料の考え方を基本と

しながら、副市長の給料は平成27年度に増額改定をしていることを踏まえ、市長の半分の改定率である+2.425%を適用した額が適当であるという内容となりました。

4ページをご覧ください。

改定内容についてですが、大津市特別職報酬等審議会の答申においては、公営企業管理者の給料は答申の対象となっておりませんが、特別職である副市長の給料の考え方を基に、同様の改定率である+2.425%を適用した額としております。

こちらの改正は、令和8年4月1日施行としております。

説明は以上です。